

## 資料

特別支援学校における史資料・記録類の保存と活用の現状と課題  
— 関東地方と関西地方の特別支援学校を対象とした実態調査から —

米田 宏樹\*・野口 武悟\*\*

本研究では、関東と関西地方の特別支援学校を対象に、史資料・記録類の保存と活用に関する調査を行い、現状と課題を明らかにすることを目的とした。ほとんどの学校で史資料・記録類の保存が行われているにもかかわらず、予算が確保されている学校は10%に過ぎなかった。アーカイブの設置は約20%の学校でみられたが、アーカイブ設置校でも何らかの予算上の配慮があるとの回答は半数に満たなかった。また、アーカイブが設置されているにもかかわらず、校務分掌に担当が位置づけられていない学校が半数以上であり、目録が整備されていない学校が大半であった。史資料・記録類を保存し、後世に残していくためには、アーカイブの設置や分掌組織の確立、予算の確保などが必要であることはもちろんであるが、それ以前に、学校現場に史資料・記録類の保存の意義や必要性を広く理解してもらうことが不可欠であると考えられた。

キー・ワード：特別支援学校 史資料・記録類 保存 アーカイブ

## I. はじめに

従来から自治体が公文書などを保管するアーカイブ(archive)<sup>1)</sup>を設置・運営することは少なくなかった。ところが、近年になって、学校や福祉施設などでもアーカイブを設置しようとする動きが見られるようになってきている<sup>2)</sup>。

アーカイブとは、ある機関や個人がその活動の過程で作成された文書、資料、記録など<sup>3)</sup>(本稿では、これを史資料・記録類とする)を保管して、利用に供することを目的とする設備・部門のことである。アーカイブに所蔵される史資料・記録類には紙メディアのものが多く、実物も含まれる。そのため、アーカイブは、図書館と博物館双方の性質をあわせもっているといえよう。ここ数年、既存の図書館情報学や博物館学とは別に、アーカイブズ学の確立を目指す動きも具体化している<sup>4)</sup>。

それでは、アーカイブの意義とは何なのであろうか。この点については、筆者らが一連の報告のなかですでに検討を加えてきているが、簡潔に述べれば、史資料・記録類を保存し、後世にわたって活用できるようにすることにあるといえよう(米田・河尾・大見川・野口・津曲, 2005; 米田・野口・大見川・武内・河尾・中村・津曲・市澤, 2006)。従来、アーカイブというと、とかく保存のみが重視されがちであったが、小川(2003)は、欧米で用いられているパブリックサービス(public service)という言葉を使って活用することの必要性を説明している。図書館と同じように利用を希望する人に活用されてはじめて、アーカイブの存在意義が認められるということである。

アーカイブの活用形態としては、(1)当該機関の年史編纂での活用、(2)当該機関に所属する者の研修での活用、(3)研究者による研究活動での活用、などが挙げられる(寺崎, 2006)。とくに、(3)については、歴史研究での活用が

\* 筑波大学大学院人間総合科学研究科

\*\* 専修大学文学部

中心となろう。歴史研究を行う者にとって、史資料・記録類、なかでも一次資料と呼ばれる“ナマの資料”の存在は貴重である。

ところで、アーカイブを設置しようとする動きが見られるようになってきた背景には、史資料・記録類の消失・散逸・破損の急速な進行があることを見逃してはならない。史資料・記録類が消失・散逸・破損していく要因には、大きく、人為的な要因と物理的な要因が考えられる。前者としては、学校や福祉施設などの移転や改築に際しての史資料・記録類の大量処分、史資料・記録類の保存に関する規定や担当部門の欠如、担当者の不足など、後者としては、紙自体の酸化などが指摘できる(社会事業史学会史資料問題特別委員会, 2005; 米田ら, 2006)。

後者の対策としては、メディア変換して、デジタル・アーカイブとして保存し、コンピュータ上で利用できるようにする取り組みも一部の総合大学などで進められている(八村, 2004)。しかし、こうした作業を学校や福祉施設で進めるには、それを担う部門と担当者が必要となってくるし、当然、前者の対策としても、担当部門と担当者の明確化は不可欠である。さらに、史資料・記録類を保存することの意義をその機関に属する職員全員で共通理解しておくことも必要となる。

こうした状況に対して、上述してきたようなアーカイブ設置の動きは有効な処方箋のひとつであることは間違いない。ただし、決して万全というわけではない。学校や福祉施設などのアーカイブ設置については、法的な根拠も予算的な根拠もなく、設置するもしないも各機関の判断に任されているのが現状だからである。

はたして、学校や福祉施設などにおいて、史資料・記録類の保存と活用は、どのような現状になっており、またどのような課題を有しているのだろうか。すでに、数年前より、社会事業・社会福祉関係の史資料・記録類の保存と活用の実態については、社会事業史学会が史資料問題特別委員会を組織して全国的な調査に乗り出している(社会事業史学会史資料問題特別委

員会, 2006)。ただし、特別支援学校は対象とされていない。

そこで本研究では、障害児教育の発祥の地である東京と京都を包摂する地域であり歴史のある学校が多い関東地方と関西地方に所在する特別支援学校を対象として、史資料・記録類の保存と活用に関する調査を行い、現状と課題を明らかにすることを目的とした。

## II. 方法

### 1. 対象

関東地方(1都6県)に所在する特別支援学校(分校を除く)(240校)と関西地方(2府4県)に所在する特別支援学校(分校を除く)(133校)の計373校を対象とし、132校から回答を得た。したがって、回収率は、35.39%であった。

### 2. 手続きおよび調査期間

郵送法による質問紙調査を行った。調査期間は2007年6月1日から6月30日までとし、質問紙は依頼文書とともに各校に1部ずつ送付した。質問紙の回答は、史資料・記録類の保存を担当している教職員に依頼した。

### 3. 調査内容

質問紙は、全部で25項目からなり、学校の概要に関する項目、史資料・記録類の保存状況に関する項目、史資料・記録類の活用状況に関する項目で構成した。質問に対する回答方式は、多肢選択式と自由記述式の併用とした。なお、質問紙の末尾に質問項目とは別に、史資料・記録類の保存と活用に関して参考になる資料(利用規程など)がある場合には、可能な範囲で送付をお願いする旨を記載した。

### 4. 分析

質問項目ごとに単純集計・分析を行った。なお、項目によって欠損値が異なるため、パーセントなどの数値は項目ごとの有効データ数に対して算出した。

## III. 結果

### 1. 回答校の障害種別と創設年

回答校132校の対象障害種は、視覚障害9校、

## 特別支援学校における史資料・記録類の保存と活用の現状と課題

聴覚障害16校、肢体不自由19校、病弱4校、知的障害65校、その他(総合、肢体不自由・知的障害併置、病弱・知的障害併置校)19校であった。

回答校の歴史(開設年の有効回答は129校)は、100年以上が7校、60年以上100年未満が8校、50年以上60年未満が10校、40年以上50年未満が20校、30年以上40年未満が30校、20年以上30年未満が31校、10年以上20年未満が8校、10年未満が14校であった。

第二次世界大戦終戦前に開校していた学校は15校、戦後の開校で、養護学校教育の義務制実施前に開校していた学校は、56校であった。

## 2. 自校の史資料・記録類の保存

(1) 保存の有無：各校に自校の史資料・記録類を保存しているか否かたずねたところ、128校(96.97%)が、保存していると答えた(Table 1)。なお、保存していないと回答した4校については、他の質問項目で、法律で定められた文書等については保管・公開している旨の回答が見られた。したがって、文書等の保存に関しては回答のあった全学校が行っているといつてよい。

Table1 調査結果の概要

質問項目	有		有効回答数(N)
	数	割合(%)	
自校の史資料・記録類保存の有無	128	96.97	132
目録作成の有無	28	21.88	128
担当分掌の明確化	45	35.16	128
アーカイブの設置	25	19.53	128
予算の有無	14	10.85	129
利用規定の有無	20	15.27	131
公開の利用条件の有無	61	46.56	131
資料保存上の課題・問題点	60	45.80	131
資料利用上の課題・問題点	35	26.72	131

(2) 媒体種別ごとの保存状況：自校の史資料・記録類を保存していると回答した128校のうち、媒体種別ごとの保存状況に回答した126校について資料媒体ごとの数を示せば以下のとおりである(Table 2)。印刷物・冊子は、すべての学校で保存がされていた。次いで、視聴覚メディアが、多くの学校で保存され、写真、手書

き、実物の順であった。その他の回答として、電子情報での保存を回答した学校が10校あった。

Table 2 史資料・記録類の媒体種別ごとの保存状況

媒体種別	学校数	割合(%)	備考
手書き	80	63.49	
印刷物・冊子	126	100.00	
写真	97	76.98	
視聴覚メディア	108	85.71	
実物	73	57.94	
その他点	10	7.94	CD、インターネットサーバー等での電子データ

(N=126)

(3) 史資料・記録類の目録作成の有無と校務分掌上の担当の明確化の有無：保存している史資料・記録類の目録の作成の有無をたずねたところ、保存をしていると答えた128校のうち、28校(21.88%)が目録を作成していると答えた(Table 1)。

史資料・記録類の保存担当を校務分掌に明確に位置づけていると回答した学校は、128校中、45校(35.16%)であった(Table 1)。

分掌に明確化されている45校中、目録が作成されている学校は16校であった。目録を作成している残り12校は、担当が分掌には位置づけられていないにもかかわらず目録を作成していた。

(4) アーカイブ設置の有無：史資料・記録類の保存を行っている128校のうち、アーカイブを設置しているのは、25校(19.53%)であった(Table 1)。アーカイブ設置校の詳細については後述する。

(5) アーカイブを設置していない場合の史資料・記録類の保存場所：アーカイブを設置していないと回答した学校に史資料・記録類の保存場所をたずねたところ87校から回答が得られた(Table 3)。なお、(1)で史資料・記録類の保存無と回答した4校からも本質問項目には回答があったため集計に加えた。

もっとも回答の多かった保存場所は職員室であり、ついで校長室、その他、事務室、学校図

書館の順であった (Table 3)。その他について記述を求めたところ、応接室、保健室、教材教具室、自立活動室、書庫、倉庫、金庫、放送室、会議室などがあげられた。

**Table 3** アーカイブがない場合の保存場所

場所	校長室	学校図書館	職員室	事務室	その他
校数	55	18	80	42	47

(N=87 複数回答)

(6) 史資料・記録類の保存のための予算有無：自校の史資料・記録類を保存するための予算の有無をたずねたところ、129校より回答が得られた。予算が確保されていると回答した学校は、14校 (10.85%) であった (Table 1)。また、その他との回答が5校あり、「消耗品費の中から必要に応じて」や「運営費の中から必要に応じて」などのように、必要に応じてそのつど拠出しているとの回答であった。「費目で確保されている学校」と「必要に応じて拠出している学校」とをあわせれば、19校 (14.73%) で予算が配分されていた。

予算が費目として確保されていると答えた14校のうち、アーカイブが設置されている学校は5校のみであった。「その他必要に応じて拠出」と答えた5校は、いずれもアーカイブ設置校であった。

(7) 史資料・記録類の利用規定の有無：自校の史資料・記録類の利用に関する規定を明文化した利用規定を作成しているか否かをたずねたところ、131校から回答を得た。その結果、利用規定があると答えた学校は20校 (15.27%) であった。アーカイブ設置校25校のうち、利用規定があると答えたのは5校であった。

(8) 学外者の利用条件の有無：学外者への史資料・記録類の公開条件の有無をたずねたところ、131校中、61校 (46.56%) が条件有と回答した (Table 1)。

条件について記述を求めたところ、「情報公開等の条例による手続きをとったもの」「個人情報保護の観点から問題がないこと」といった

法律・条例に準じた条件を示すところが多かった。また、この他には、「事前連絡の上、校長の許可を得た者」「事前連絡、係立会いの下で閲覧・コピー」「利用目的・破棄の手続きを確認のうえ、管理台帳に記入」「関係部署担当に確認後校長の決済で許可」といった学校内での承認手続きに関する条件や、「学校長の許可のほか、児童生徒個人の情報・映像等については、当該児童生徒の保護者の了承を得ること」といった「保護者の同意」を回答した学校もあった。

この児童生徒の個人情報保護に関連して、「個人情報に関する資料は公開しない」という回答や「映像資料は個人情報の問題があるので公開しない、あるいは貸し出さない」という回答が多く見られた。

「資料の校外持ち出しを禁止」している学校がある一方で、「職員立会いのもと、児童生徒の名前を出さないことを条件にコピーを認めている」との回答も見られた。

(9) 可能な利用形態：自校の史資料・記録類について、どのような利用が可能かをたずねたところ、131校から回答が得られた。閲覧を認めているところは91校と約7割の学校であったが、複写は約3割の41校、写真撮影は19校であった (Table 4)。

その他31校についての記述を見ると、「紀要の販売」の1校、「貸与・貸し出し」の2校が、利用に前向きな回答として挙げられたが、多くは中立的な回答であり、「ケースバイケースで対応」「開示を求められた情報の内容により検討する」「学外者利用は今後の検討課題」「相談に応じる」「情報公開申請で対応」などであった。

公開利用に否定的な回答として、「学外には公開しない」「これまで公開した例がない」「原則非公開」などの回答が6校からあげられた。

**Table 4** 可能な利用形態

利用形態	閲覧	複写	写真撮影	その他
校数	91	41	19	31
割合	69.48	31.3	14.5	23.66

(N=131、複数回答可)

## 特別支援学校における史資料・記録類の保存と活用の現状と課題

## 3. アーカイブ設置校の詳細

(1) 学校創立年とアーカイブ設置年：アーカイブ設置校のうち、第二次世界大戦終戦前に創設された学校は6校(この時期に創設された学

校の全回答は15校)、養護学校教育義務制実施前年までに開校した学校は12校(同56校)、最近10年以内の新設校は2校(同14校)であった(Table 5)。

Table 5 アーカイブ設置校の詳細

国公立の別	障害種別	学校創立年	設置年	目録作成	担当分掌	設置目的等	実務担当者	予算の有無	利用規定	学外利用条件
国	聴覚	1875	1975	有	無	教員研究用図書室	事務職員	無	無	有
国	視覚	1876	不明	有	資料室係	資料の保存・展示	教諭	有	有	有
公	視覚	1878	1937	有	資料室担当	明治・大正・昭和初期を中心に文書、教材、教具、文献の保存と学校内外の利用者への提供	教諭	適宜	無	有
公	聴覚	1878	1981	無	無	貴重史資料の散逸を防ぐ。資料を通して、日本最初の盲聾院から現在につながる歴史の理解啓発をはかる	事務室	適宜	無	無
公	視覚	1906	2006	無	総務部	本校の歴史と共に本県の視聴覚障害教育のあゆみを検証し、外部の方々にもそれを知ってもらうため	総務部長	無	無	無
私	聴覚	1920	2005	有	歴史・教育資料センター	資料保管、聾研究者等への展示	元教員	無	有	有
私	知的	1950	1950	無	無	在籍児童生徒の成長の記録・教育支援の変遷・戦後から80年代までの国内各地の教育実践の資料の保存・利用	副校長 ボランティア	有	無	無
国	肢体	1958	1996	有	総務部 情報部	自校の教育研究活動に資する・大学の運営や教員学生等の研究活動・論文作成に資する。教育委員会や他大学、公益の諸団体からの要請にこたえる	教諭	無	無	有
国	知的	1960	1960	有	無	卒業・転校生全員の個別資料の保管。研究紀要等の保管	副校長	無	無	有
公	総合	1962	1969	有	総務部 指導部 支援部	公文書の一部保管、記念誌等の保管、現在業務の参照など	副校長	有	有	有
公	肢知	1965	1966	無	研究研修部	情報資料室・書籍・ビデオの保管	教諭	無	無	無
公	聴覚	1965	1978		無	教室解消のため各教室等の備品や資料・教材を入れる部屋として設置。現在は小会議室、印刷室、資料室として使用している	その他 (記述なし)	無	無	無
公	肢体	1967	1967	無	無	資料室として設置され、現在も資料室及び職員図書室として活用している	副校長 教諭	無	無	有
公	肢知	1969		有	研究部	研究紀要の保管等	事務職員	無	無	有
国	知的	1973	1975	無	情報教育部	自校及び他機関の資料の保管	教諭	適宜	無	無
国	知的	1975	1989	無	無	資料等の保管	教諭	無	無	有
公	総合	1977	1977	無	無	他校・自校の作成資料・写真、公文書等の保管	全使用者	無	無	有
公	知的	1978	1978	無	教務部 資料係	書庫	教諭 事務職員	適宜	有	有
公	知的	1979	1979	有	研究部 教務部 教育機器部	資料保存庫	事務職員	有	有	有
国	知的	1979	1979	無	教務部 研究部	本校の出版・刊行物・教育研究資料・会議録等の保管。他校、研究機関等から寄贈された図書資料の保管	教務主任	適宜	無	有
公	知的	1980	1982	無	無	放送室にある戸棚は学校行事(運動会、学習発表会、卒業式)などのビデオテープの保管庫としての役割。以前印刷室の書棚等を利用して、職員の自主研修誌を年数回発刊し続けてきたが、現在は県指定の研究や学部研究になり、その趣旨を失った。現在は和室横にロッカーを設置して過去の資料を整理保管	教諭	無	無	無
公	肢体	1982	2002		無	AV機器を置く部屋と兼用	教諭	無	無	有
公	知的	1983	1983	無	教務部	企案の保存・資料の保存・要録、研究紀要、要覧の保存	副校長 教諭	有	無	有
公	聴覚	2006	2006	無	無	歴史を残し伝承するため	副校長	無	無	無
公	肢知	2007	2007	無	無	文書・資料記録の収集・保存の目的。未活用	不明確	無	無	無

註：障害種別、学校創立年、アーカイブ設置年は、各校からの回答をそのまま記載した。障害種別は、略記とし、肢知および肢肢は肢体不自由と知的障害の併置・併設校で回答記述の障害提示順序どおりに略記した。総合は総合養護学校(特別支援学校)の略記である。

Table 6 アーカイブの実務担当者

担当者	司書教諭	学校司書	教諭	事務職員	校長	副校長	その他
校数	0	0	11	4	0	6	9

(N=25 複数回答可)

障害種別では、視覚障害3校(国立1、公立2)、聴覚障害5校(国立1、公立3、私立1)、肢体不自由3校(国立1、公立2)、知的障害9校(国立4、公立4、私立1)、その他(併置・併設・総合)5校(いずれも公立)であった。病弱については、今回の結果ではアーカイブを設置している学校はなかった(今回回答の得られた学校が4校のみであった点は考慮すべきであろう)。

アーカイブの設置年についてみると、学校創立と同じ年にアーカイブが設置されている学校が10校と最も多かった。回答に見るアーカイブ設置の初年は1937年(創立1878年)の学校であり、1950年代の設置が1校、1960年代が4校、1970年代が7校、1980年代が4校、1990年代1校、2000年以降が5校であった(設置年不明・無回答2校)(Table 5)。

(2) 担当者の校務分掌における位置づけ：アーカイブ設置25校の中で、担当者が校務分掌に位置づけられていたのは13校であった。その内訳は、視覚障害3校中3校、聴覚障害5校中1校(私立校のみ)、肢体不自由3校中1校(国立校)、知的障害9校中5校(国立2校、公立3校)、その他併置・併設・総合5校中3校(公立)であった。

目録が作成されていたのは9校であり、その内、視覚障害が2校、聴覚障害が2校、肢体不自由1校、知的障害2校、その他2校であり、創立年の古い学校が多かった(Table 5)。

(3) アーカイブの設置目的：アーカイブの設置目的に、史資料・記録類の保存の側面と有効利用の側面の両方を明記した学校は7校であった。また活用の側面を強調した回答が2校、保存の側面からの回答が16校であった(Table 5)。

(4) 実務担当者：アーカイブの実務を実質的

に担当しているものが誰かを回答してもらったところ、設置25校すべてから回答を得た。司書教諭、学校司書が担当しているところはなかった(Table 6)。その他の担当者について記述を求めたところ、教務主任、総務部長、元教員、ボランティア、使用者全員、不明確などの記述が得られた。

(5) 予算：アーカイブの予算についてみると、予算費目がたてられて確保されている学校は25校中5校であり、他の費目から必要に応じて支出している学校も5校あった。25校のうち15校は予算無しの回答だった。

(6) 利用規定・学外利用条件：利用規定を定めている学校は4校、学外利用条件があると回答した学校は15校であった。このうち、学外には公開しないとしているアーカイブ設置校が2校あった。

#### 4. 自校の史資料・記録類の校内活用状況について

保存されている史資料・記録類の校内研修等における利用状況をたずねたところ、90校から回答が得られた。

Table 7は、回答数の多い順に史資料・記録類の種類や名称を示したものである。「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」がいずれも22校で最も多く、ついで「自作教材」、「研究紀要」、「年間指導計画」・「学習指導案」、「学校要覧」、「学校・学年の教育課程」の順であった。自校の記念誌あるいは年史を出版している学校の数を確認しなかったため、母数が不明であるが、記念誌・年史を活用している学校は8校であった。この他、自由既述では、初任者研修においてPTA総会資料を活用しているとの記述が1件見られた。

## 特別支援学校における史資料・記録類の保存と活用の現状と課題

Table 7 史資料・記録類の校内活用状況

史資料・記録類の種類等	学校数
個別の指導計画	22
個別の教育支援計画	22
自作教材教具	20
研究紀要	19
年間指導計画	17
学習指導案	17
学校要覧	16
学校・学年の教育課程	15
子どもの作品	9
記念誌・年史等の出版物	8
指導要録	5
学校通信	4
会議録	4
職員名簿	4
卒業生名簿	4
学級日誌	3
在校生名簿	2
財務関係文書	2
学級通信	2
PTA通信	2
その他	2

(N=90、複数回答)

## 5. 史資料・記録類の保存上・利用上の課題・問題点

(1) 保存上の課題：自由記述で回答を求めたところ60校より回答が得られた。自由記述の内容を見ると、保存のシステムに関する課題をあげた記述が21件と最も多かった。これらの記述は、①校務分掌に担当が定められていないか担当部署が多岐にわたることによる管理上の混乱や史資料・記録類の散逸の問題、②史資料・記録類の保存年限<sup>5)</sup>・管理規定未整備による破棄・散逸の問題、③保存場所、記録媒体の統一等利用しやすさを実現するための保存・管理方法の模索の問題の3点に分けられた。

史資料・記録類の保存担当窓口の一本化と保存基準の明確化、保存場所の一元化が求められている。

しかしながら、その一方で、保管スペースの問題を指摘する回答が、20件見られた。「スペースがなく一箇所で保管できない。」「電子情報を保存しているサーバーに容量の限界が来てい

る。」など、現物の保存にしても電子情報への変換での保存にしても、膨大な量の史資料・記録類を保存するという点では、保存可能容量という問題に直面することになる。

この保存可能容量と密接に関連する問題として、史資料・記録類の処分を課題に挙げた記述が、7件見られた。「保存すべき文書の基準がないことにより、史資料・記録類が増える一方」であるという記述がある一方で、保存年限が決まっても、「個人情報保護等の問題で処分の実施が困難」であるという記述があった。

この他、大きな問題として、「予算不足・人手不足」に関する記述が11件あった。「文化財を含め貴重な史資料・記録類も多いが、専門的な知識・設備がない。また、整理する時間も人手も不足している。」「整理の必要性はいわれているが、創立以来の史資料・記録類が未整理のまま、整理に手間がかかる。」「保存目録を作成していない史資料・記録類については、どのような史資料・記録類が保存されているか不明。」「修復・製本などの費用が出せない。」などの記述であった。

また、4件と数は少なかったが、史資料・記録類の劣化防止に関する記述が見られた。積極的な対応として「保管室の温度管理」「中性紙での保存」「視聴覚情報のデジタル化」という記述があげられる。

(2) 利用上の課題：自由記述で回答を求めたところ35校より回答が得られた。保存上の課題とも関連しており、「目録等の整備がなく利用に出来ない。」「どこにどの資料があるか所在がわからない。」「検索に手間と時間がかかる」といった「整理・目録化・検索利用」という一連の課題解決の必要性を指摘する記述や、「利用規定の不備」「昔の資料と今の資料で情報保護の基準が違うことでの対応の難しさ」「条例等との関係での手続きの煩雑さ」といった利用規定に関する記述が見られた。また、利用環境の改善のためのデジタル化に関連して、「文書資料のデジタル情報化と一元管理を整備しつつある」との記述が見られた一方で、セキュリテ

イ上の不安を示す記述も見られた。「利用上の問題が上がってこないこと自体が問題」だと感じている担当者の声もあった。

#### IV. おわりに

ほとんどの学校で史資料・記録類の保存が行われているにもかかわらず、予算が確保されている学校は10%に過ぎなかった。予算上の問題で、史資料・記録の保存の実施そのものが困難となっている。担当部署の明確化は45%の学校でなされているものの、実際には担当部署が複数にわたり部署ごとに史資料・記録類が管理されていることで、保存と利用の双方に支障が生じていることが伺えた。目録の作成、利用規定の設定など保存史資料・記録の利用に資するような環境整備も不十分であった。

約20%の学校でアーカイブを設置していたが、アーカイブ設置校でも何らかの予算上の配慮があるとの回答は25校中10校で半数に満たなかった。また、アーカイブが設置されているにもかかわらず、校務分掌に担当が位置づけられていない学校が半数以上(13校)であり、目録が整備されていない学校が大半(18校)に上った。

史資料・記録類を保存し、後世に残していくためには、アーカイブの設置や分掌組織の確立、予算の確保などが必要であることはもちろんであるが、それ以前に、学校現場に史資料・記録類の保存の意義や必要性を広く理解してもらうことが不可欠であると考えられた。

そのためには、歴史的な研究を行う研究者が、史資料・記録類の保存の必要性について、意識的に、学校現場に伝えていくことが必要であろう。また、史資料・記録類の保存を多忙な学校現場だけに任せるのではなく、教育委員会などと共同で、史資料・記録類の保存のためのアーカイブ・センターのようなものを立ち上げることも視野に入れる必要がある。

調査全体に関する感想等の自由記述では、「京都市には、学校歴史博物館が設置されており、各学校の貴重な資料、教材等の保存研究に

資している。同様の博物館がほしい。」「学校博物館を構想しているが実現に向けての人的・物的資源の問題がある」等、アーカイブの必要性を認識している現場の声が見られた。また、本調査をきっかけに、「史資料・記録類の保存と利用について考えることの重要性を認識した」との感想も寄せられた。

特殊教育から特別支援教育への転換に際して、特殊教育の知見と実践の発展的継承が重要な課題となっている。教育現場の実践知を発展的に継承するためにも、教育現場と研究者が協力して、史資料・記録類の保存と利用を充実していく必要がある。

今回の調査では、病弱特別支援学校でのアーカイブ設置校の存在が確認できなかった。今後は、調査対象を全国に広げ、障害種別に史資料・記録類の保存・活用状況を精査するなどして、障害別に積み重ねられてきた実践知を保存・継承し、総合的に活用するための基礎的な実態把握をさらに推し進めたい。

また、史資料・記録類の保存・活用を各学校に単独で求めることが困難な状況にあることが今回の調査で覗えたことから、教育委員会や大学等の関係諸機関への調査を引き続き行い、分析を深めていきたい。

**謝 辞：**ご多忙にもかかわらず調査にご協力くださった特別支援学校の担当者の皆様に感謝いたします。

**付 記：**本研究は科学研究補助金による研究の一部である。

#### 注

- 1) アーカイブとは、文庫、文書館、文書室、資料室などさまざまに和訳されているが、本稿では、アーカイブで統一することとする。
- 2) たとえば、社会福祉法人滝乃川学園福祉文化室 石井記念文庫、学校法人旭出学園三木安正記念館 三木安正記念文庫などがある。これらアーカイブのねらいや活動内容については、筆者らの



## 特別支援学校における史資料・記録類の保存と活用の現状と課題

- 一連の報告に詳しい(野口, 2007; 津曲・野口, 2007; 米田ら, 2005; 米田ら, 2006)。
- 3) 文書、資料、記録などのことをアーカイブという場合もあるが、本稿では、その所蔵場所・機能を指してアーカイブと呼ぶこととする。
- 4) 2003年には、「日本アーカイブズ学会」(<http://www.jsas.info/>)が設立されている。
- 5) 史資料・記録類の保存期間についてたずねたところ、史資料・記録類によって、また、学校によってもまちまちであった。たとえば、学校要覧(回答数74校)は、永年保存が33校、30年が7校、から20年が3校、10年が4校、5年が16校などであった。未定、規定無しという回答もあらゆる文書で散見された。
- 引用・参考文献**
- 八村広三郎(2004) デジタル・アーカイブの現状と課題—立命館大学の活動を通して。今日の学校図書館：第34回全国学校図書館研究大会研究集録, 251-253.
- 菊池義昭(2005) 地域社会福祉史研究、岡山孤児院史研究における史資料の役割—体験的史資料論として—。社会事業史研究, 33, 13-21.
- 中村満紀男(2005) 障害者学校・障害者施設関係史資料の収集と課題—アメリカ合衆国を中心に—。社会事業史研究, 33, 23-37.
- 日本図書館情報学会用語辞典編集委員会(2002) 図書館情報学用語辞典(第2版)。丸善。
- 二井仁美(2005) 社会福祉施設所蔵資料の保存と利用—公文書館との関わりにおいて—。社会事業史研究, 33, 39-51.
- 野口武悟(2004) 三木安正記念文庫の資料整理について—作業の進行状況と展望—。三木安正記念館だより, 4, 2-3.
- 野口武悟(2005) 三木安正記念文庫の資料整理について(Ⅱ)—作業の現況と今後の活用方途を中心に—。三木安正記念館だより, 5, 4-6.
- 野口武悟(2006) 三木安正記念文庫の資料整理について(Ⅲ)—作業の経過と文庫所蔵資料の公開を中心に—。三木安正記念館だより, 6, 4-5.
- 野口武悟(2007) 三木安正記念文庫の資料整理について(Ⅳ)—『三木安正記念文庫所蔵資料研究報告』発刊と図書分類案を中心に—。三木安正記念館だより, 7, 4-6.
- 寺崎昌男(2006) 大学アーカイブス—その意義と新しい役割—。大学は歴史の思想で変わる—FD・評価・私学—, 東信堂, 259-279.
- 小川克郎(2003) アーカイブズの意義と国による知的基盤整備政策の動向。名古屋大学史紀要, 11, 1-17.
- 大平聡(2006) とても大事な学校文書。宮城歴史科学研究, 61, 20-25.
- 社会事業史学会史資料問題特別委員会(2005) 社会福祉史研究における「史資料問題」の現状と課題。社会事業史研究, 33, 2-11.
- 社会事業史学会史資料問題特別委員会(2006) 「史資料保存機関における社会事業・社会福祉関係史資料の保存状況調査」へのご協力依頼のお願い。(社会事業史学会会員配布資料)
- 津曲裕次・野口武悟(2007) 三木記念文庫資料整理作業の意義について。三木記念文庫通信, 1, 1.
- 米田宏樹・河尾豊司・大見川正治・野口武悟・津曲裕次(2005) 日本の知的障害教育・福祉の知の体系についての研究—先達者の収集文献・実践記録の検討を通して—。日本特殊教育学会第43回大会発表論文集, 129.
- 米田宏樹・野口武悟・大見川正治・武内二三雄・河尾豊司・中村修・津曲裕次・市澤豊(2006) わが国の知的障害教育・福祉の知の体系についての研究—戦前・戦後の実践研究資料の収集と整理報告(2)—。日本特殊教育学会第44回大会発表論文集, 92.

—2007.9.6 受稿, 2007.12.16 受理—

## **Present Condition and Problems on Preservation and Use of Historical Materials and Records in Special Support Schools: Focusing on Special Support Schools in the Kanto and Kansai District**

**Hiroki YONEDA\* and Takenori NOGUCHI\*\***

This research aimed to clarify the current state and problem on preservation and use of the historical materials and records with investigation for the special support school in Kanto and Kansai district. Although historical materials and records were preserved at most schools, schools where the budget for preservation and use of them was secured were only 10%. The schools where the archives were set up were about 20%. Among those schools, the answers that there was consideration in the budget did not come up half. Moreover, the schools where the persons in charge were not located in the school affairs divide duties were more than half the number, and the schools where the catalogs of materials and records were not maintained were majority though the archives were set up. It was thought that it was indispensable that the meaning and the necessity of the preservation of the historical materials and records were widely understood in the beginning to preserve and to succeed to them.

**Key Words** : special support school, historical materials and records, preservation, archive

---

\* Graduate School of Comprehensive Human Sciences, University of Tsukuba

\*\* Faculty of Literature, Senshu University